

社員選出規程

社員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長崎県食品衛生協会（以下「この法人」という。）の定款第7条の規定にもとづき、社員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 社員とは、この法人の正会員で、この規程にもとづき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として、社員総会で議決を行う者をいう。

(社員の資格要件)

第3条 社員に選出される資格を有する者は、正会員のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人。
- (3) 破産者。

(社員の定数)

第4条 この法人の社員は、県内の各食品衛生協会（以下「地区食品衛生協会」という。）ごとに、正会員300人の中から1人の割合をもって選出する。（1人未満の端数は、四捨五入する。）

- 2 前項に定める社員の総定数は、社員選挙が行われる年の1月1日現在の正会員数を基準に決定するものとする。
- 3 正会員の数が1,000人未満の地区食品衛生協会の場合には、社員は3人とする。

(社員の任期)

第5条 社員の任期は、定款第7条第3項の規定にもとづき、社員選挙で選出された日から2年後に実施される社員選挙の日までとする。但し再任を妨げない。

(社員の選出)

第6条 社員を選出するため、正会員による社員選挙を行う。

- 2 社員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。
- 3 第1項の社員選挙において、正会員は他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、社員を選出することはできない。

(選挙の方法)

第7条 選挙は正会員による無記名投票（郵便による無記名投票を含む。）によって行い、地区食

品衛生協会ごとに定められた社員定数に従い、得票数の多い順に当選人とする。ただし、得票数が同じの場合は、くじによってこれを定める。

- 2 郵便による無記名投票を希望する正会員は、投票日の1週間前までに地区食品衛生協会の社員選出委員会に申し出て、投票用紙を受け取らなければならない。
- 3 社員の立候補者数が、社員定数と同数又はこれを下回る場合は、無投票により社員に選任されたものとみなし、社員選挙は行わない。
- 4 社員の立候補者数が、社員定数を超えた場合において、社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の社員を選出することができる。補欠により選ばれた社員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 補欠の社員を選挙する場合には、当該候補者が補欠の社員である旨を決定しなければならない。
- 6 社員選挙に用いる投票用紙は、別記様式第1号のとおりとする。

(選挙の無効)

第8条 前条の社員選挙において、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を使用していないもの。
- (2) 投票用紙の立候補者の氏名の欄に、立候補者以外の者の氏名を記入したもの。
- (3) 立候補者の氏名が判読できないもの。
- (4) 記入すべき候補者の数を超えて、候補者の氏名を記入したもの。

(社員の選任)

第9条 この規程にもとづき選任された社員は、この法人の社員総会において承認され、選任されたものとみなす。

(欠員措置)

第10条 社員に欠員が生じた場合には、補欠により選出された社員をもってこれに充てる。

(選挙の時期)

第11条 社員の選挙は、定款及びこの規程の定めるところにより、現任の社員の任期が終了する前までに、次期社員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第12条 この法人の選挙人は、社員を選出する日において、正会員として承認されている者でなければならない。

(被選挙人の資格)

第13条 この法人の被選挙人は、社員を選出する日において、正会員でなければならない。

(公示)

第14条 選挙により選ばれた社員については、この法人のホームページ並びに地区食品衛生協会の掲示板等において公示する。

(異議の申し立て)

第15条 前条の規定により公示された社員選出に対し、会員は異議の申し立てをすることができる。

2 前項の異議の申し立てができる会員は正会員であって、当該公示の当日に在籍し、かつ、異議申し立て日においても在籍しているものとする。

第2章 社員選出委員会

(社員選出委員会)

第16条 この法人の、社員の選出に関する業務を公正に行うため、地区食品衛生協会ごとに社員選出委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、社員選挙の公示の日の1週間前までに組織し、社員選挙業務の終了後に解散する。

(委員会の業務)

第17条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める社員に選出される資格を有する者の中から、第18条に定める社員候補者の選考基準にもとづき、社員候補者を選考すること。
- (2) 正会員へ社員選挙の周知を行うこと。
- (3) 社員選出に際し、その運営と管理を行うこと。
- (4) 選挙結果について、公益社団法人長崎県食品衛生協会会長(以下「会長」という。)へ報告すること。
- (5) その他、社員選出に関し、必要な事項について検討を行うこと。

(社員候補者の選考基準)

第18条 前条第1号に定める社員候補者の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生協会の各種事業の実施について、推進的役割を果たせる者であること。
- (2) 社員選挙が実施される直前の3月末日現在において、連続して3年以上正会員として在籍している者であること。
- (3) 会費の未納者でないこと。

(委員会委員の選任)

第19条 委員会の委員は、次に掲げる事項に該当する者の中から、地区食品衛生協会ごとに選任する。

- (1) 正会員であること。
- (2) 委員会に出席できる者であること。
- (3) 食品衛生協会の業務及び運営について、理解を有している者であること。
- (4) 委員に相応しい見識を有しており、社員候補者の選考に当たり公平で公正な選考ができる者であること。

2 委員の数は、3名以上5名以内とし、委員長は、委員の互選による。

(社員選挙の公示)

第20条 委員会は、社員の任期満了予定日の1ヵ月前までに、社員選挙立候補受付のための公示を行わなければならない。

2 第1項の公示内容は、次のとおりとする。

- (1) 社員の定数
- (2) 社員の任期
- (3) 社員立候補受付期間
- (4) 投票の日時及び投票場所
- (5) 開票の日時及び開票場所
- (6) その他必要な事項

(選挙結果の報告)

第21条 委員会の委員長は、社員選挙が終了したときは、その結果を社員選挙結果報告書(別記様式第2号)により会長へ報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果を主たる事務所の掲示板に掲示し、かつ、この法人のホームページを通じて公表しなければならない。

(委員の任期)

第22条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充又は増員によって選出された委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員会の招集と議決)

第23条 委員会は委員長が招集し、委員会の議長となる。委員長が事故あるとき又は欠けた場合は、速やかに、委員の互選により議長を選出する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 公益法人移行前の普通会員については、公益法人移行後の会員及び会費に関する規程第2条(1)の正会員としてみなすものとする。

附則 平成28年6月15日一部改正

附則 令和4年6月9日一部改正

(別記様式第1号)

○ ○ 年 度 社 員 選 挙 投 票 用 紙	候補者名
○○食品衛生協会 社員選出委員会 委員長 ○○○○ 印	

(注意)

1. 候補者の氏名は、欄内に1人書くこと。
2. 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(別記様式第2号)

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人長崎県食品衛生協会会長 様

〇〇食品衛生協会社員選出委員会
委員長 〇〇 〇〇 印

社員選挙結果報告書

このことについて、公益社団法人長崎県食品衛生協会社員選出規程第7条の規定にもとづき、社員選挙を実施しましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 選挙実施年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
2. 正会員数 〇〇名
3. 社員定数 〇〇名
4. 立候補者数 〇〇名
5. 投票総数 〇〇票
6. 有効投票総数 〇〇票
7. 無効投票総数 〇〇票
8. 当選者数 〇〇名 (当選人名簿：別紙のとおり)

